

新たな食料・農業・農村基本計画における荒廃農地対策の位置づけ

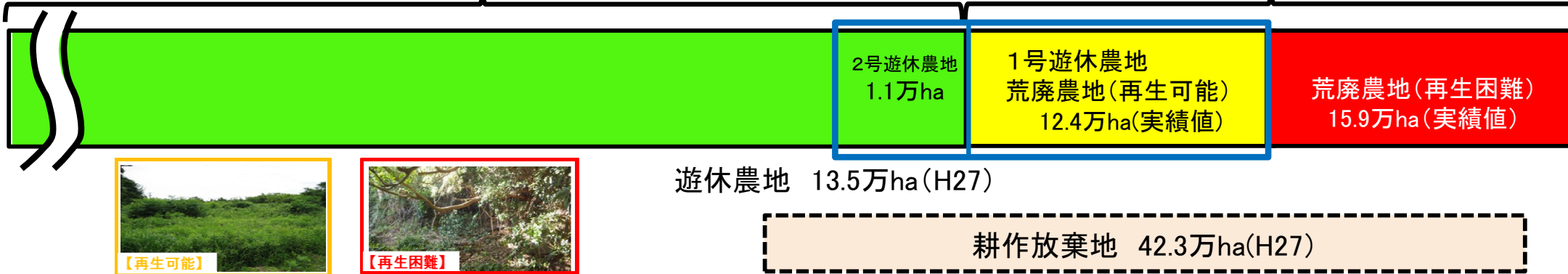
農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努める。

また、有効かつ持続的に荒廃農地対策を進めるため、関連施策との連携のあり方について総合的に検討し、必要な施策を実施。

農地・荒廃農地について

耕地 450万ha(H27)

荒廃農地 28.4万ha(H27・推計値)
28.3万ha(H27・実績値)



○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	市町村・農業委員会調査：現地調査による客観ベースの毎年の調査
○再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの	
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの	
○遊休農地		
○1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（再生利用が可能な荒廃農地）	
○2号遊休農地	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地	
○耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地（農家の自己申告によるもので、場所が特定されていない）	農林業センサス：調査票による農家等の主観ベースの5年毎の調査

出典：「平成27年 耕地及び作付面積統計」、「平成27年 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「平成27年 農地の利用状況調査」、「2015年農林業センサス」

- 農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。

※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」と市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）



基盤整備等の実施により再生利用が可能

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。

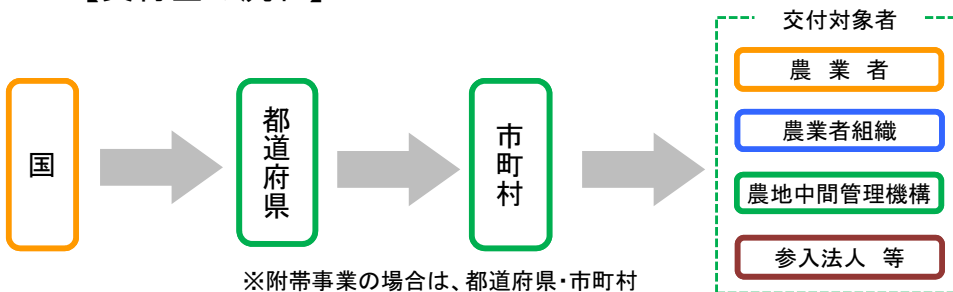
2号遊休農地



低コスト整備により耕作再開が可能

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

【交付金の流れ】



【主な支援内容】

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



施設等の整備

- ・ 再生農地の暗きょ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。



施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組む際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。



※1「地域づくり放牧事業」（生産局所管）

※2「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

- ・ 附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 補助率：定額（1/2相当（再生利用活動 5万円/10a、発生防止活動 2万円/10a等））1/2、55%等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。

地元農業生産法人による取組事例（荒廃農地を再生し新規産業を興す）〔北海道雄武町〕

1. 地域農業の状況



○ 雄武町は、北海道の東北部に位置し、オホーツク海に面する冷涼な地で、町の主産業は広大な土地を活かした酪農やホタテを始めとする漁業である。

○ 近年の乳価低迷や飼料穀物高騰などの経営環境悪化による離農や農家の高齢化に伴い、平成20～25年度の5年間に422haの荒廃農地が確認され、町は酪農以外の農地活用を検討していた。

2. 荒廃農地再生利用の取組

取組主体	(株)神門	地区名	北雄武地区、中雄武地区、上幌内地区
再生面積	149.05ha（経営面積163ha）	取組年次	平成25年～平成27年
作付作物	ダットンソバ	販路	全国の食品メーカー等

酪農跡地の広大な荒廃農地を再生し、地域農業の転換

○ 雄武町上幌内地区は、酪農家の離農により消滅集落となり、約190haの農地が荒廃していた。このような中で町は、当該地区を始めとした町の活性化のため、農研機構北海道農業研究センターが開発したダットンソバ「満天きらり」を地域の特産品とすることとし、前町長が立ち上げた農業生産法人（現在の「(株)神門」）が同地区をはじめ、町内の荒廃農地約150haを国の交付金により再生し、作付けを開始した。

ダットンソバを酪農に代わる地域特産へ、地域に競争力のある新産業を興す

○ 「満天きらり」は、「血圧安定に効果のあるルチンが豊富な健康食材」として注目され、全国展開する食品業者や道内飲食店から引合いがあった。これを受けて、同法人では、地域における6次産業化への取組強化や需要の増加に対応するため自社製粉施設を整備し、付加価値化を図るとともに町の特産物として事業展開することにより、町の活性化に大きく貢献している。

○ 過疎化・高齢化・離農が理由で消滅した地区で発生した大規模な荒廃農地を再生し、酪農に代わる地域農業の転換をめざす取組が高く評価され、同法人は「第8回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」（平成28年5月）において、農林水産大臣賞を受賞している。



荒廃農地(再生前)



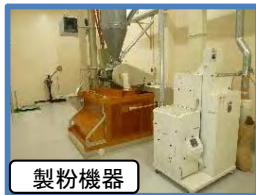
再生後、ダットンソバを作付け



収穫期の「満天きらり」



「満天きらり」を配合したパンや羊羹



製粉機器



焼酎

活用した支援策

H25～27 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国)(再生作業、土壌改良、施設等補完整備)